平成２３年（フ）第２号
佐賀県佐賀市高木瀬西２丁目10番８号
債務者　東内　昌信
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３号
佐賀県小城市小城町布施ヶ里二角667番地15
債務者　石丸とみ子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
佐賀県佐賀市神園５丁目２番38号
債務者　谷口　敬昭
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
佐賀県佐賀市巨勢町大字修理田57・56番地合併
債務者　岸川　照子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２号
佐賀県佐賀市久保田町大字新田767番地
債務者　小森　昭秀
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田841番地
債務者　上川　俊信
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
佐賀県佐賀市南佐賀２丁目12番８号
債務者　村上美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森32番地２
債務者　新田　恵利
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
神奈川県三浦郡葉山町一色2161番地
債務者　桑名　義昭
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１６号
神奈川県横須賀市武３丁目17番12―518号
債務者　岡本　浩子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４０号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目１番Ａ―501号
債務者　五味　弘充
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６０４号
和歌山県橋本市岸上139番地の23
債務者　堂浦　文子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７４４号
和歌山市秋月560番地の６
債務者　彌冨　　明
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２４号
和歌山県紀の川市西井阪８番13、住民票上の住所和歌山県岩出市西国分569番地の３　309号
債務者　玉手　辰雄
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６４号
和歌山県紀の川市貴志川町高尾315番地37
債務者　中原　　忍
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６８号
和歌山県海南市小野田1636番地40
債務者　藤田まゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７３号
和歌山県紀の川市貴志川町尼寺785番地15
債務者　大森　　剛
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７４号
和歌山市粟373番地の２
債務者　ルート建築設計こと　本田　雄次
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係